【様式１】

平成　　年　月　日

環境省総合環境政策統括官　　殿

**2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る補助事業者応募申請書**

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

１．事業実施計画書

２．事務費用内訳

３．法人の定款

４．法人の概要が分かる説明資料

※法人登記簿（写）や概要パンフレット、設立趣意書等

５．過去２決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

※　申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する事業報告及び決算報告

６．平成26年１月１日から平成30年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた際の概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写し

　（応募者に関する情報）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 法人番号 |  |
| 法人名称 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 住所 |  |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号（代表・直通） |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

　【様式２】

**事業実施計画書**

|  |
| --- |
| 法人について |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立 | 　　　年　　月　　日 |
| 役員等 | ※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。） |
| 法人の目的 |  |
| 主な活動 |  |
| 年間の収支予算 | ※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可） |
| 概算払希望有無 | ※補助事業者として選定された後、補助金の概算払を希望するかを記載して下さい。また、希望時期（●月頃）を記載して下さい。 |
| 法人の種類 | ※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち応募申請段階で非営利型に移行していない法人については、補助事業者として採択された場合には、その採択の日から２週間以内に非営利型に移行する具体的な見通しを記載してください。 |
| 本事業への応募理由 | ※補助金への理解度についても記載してください。 |
| １．補助事業の実施 |
| １．（１）補助事業を実施するための具体的な取組 | ※応募しようとする事業の実施要領等に基づく補助事業の具体的な取組内容を記載してください。※間接補助金交付先の審査に係る審査項目・内容等に関する信頼性の確保手順等（審査書類の作成手順、チェック体制等）について具体的に記載して下さい。※過去に間接補助金の執行団体として間接補助金の交付事務の実績がある場合にはそれらを踏まえつつ上記の内容を記載してください（執行団体は環境省からの補助金に限定しません）。 |
| １．（２）間接補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組 | ※間接補助事業者を採択後、間接補助事業の指導監督の方法についての具体的な取組内容を記載してください。※過年度に交付した間接補助事業についても監査等を行うことがありますので、指導監督の具体的な取組内容の記載にあたってはこの点も留意して記載してください。※過去に間接補助金の執行団体として間接補助金の交付事務の実績がある場合にはそれらを踏まえつつ上記の内容を記載してください（執行団体は環境省からの補助金に限定しません） |
| ２．実施体制と事務費用の適正性 |
| ２．（１）補助事業に関する事務を適切に行うための体制 | ※補助事業の実施体制が明らかとなるように体制図により明示した上で、役割分担等を具体的に記載して下さい。※補助事業をコンソーシアム形式によって実施する場合は、代表者を決めていただくとともに、代表者が応募申請書を提出してください。（ただし、代表者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。※国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分し、適正に管理できる体制が整えられているかについても記載してください。（記載例）事務局長理事長事業担当経理担当●名体制●名体制 |
| ２．（２）補助事業を公正かつ透明性を確保して行うための体制 | ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。 |
| ２．（３）補助事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制 | ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。 |
| ２．（４）審査項目１を行うために必要な金融（債券等の直接金融）、環境（再生エネルギー、省エネルギーのプロジェクトに関する評価等）に関する知見や具体的な取組経験を有しているか。 | ※金融及び環境の両方の分野で、今回補助事業を実施する上で活かすことのできる具体的な取組経験があれば、記載してください。 |
| ２．（５）補助事業に関する事務を行うために要する費用の合理性 | ※本項目では、補助事業に関する事務を行うために要する費用について、様式３に記載した費目ごとに積算の考え方を記載して下さい。その際、合理的・経済的に執行する方策について明らかになるように記載をして下さい。※内訳については、様式３に記載してください。 |
| ２．（６）補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組 | ①人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制について、具体的な取組を記載して下さい。　特に、複数の業務を兼務する職員については具体的な考え方等を記載して下さい。②時間外労働（超過勤務）を抑制するための具体的な取組や方針を記載してください。過年度に執行団体の実施実績がある法人については、超過勤務の実績を踏まえて記載してください。 |
| ３．法人自体について |
| ３．（１）法人の定款と補助金の目的の整合性 | ※法人の定款に定められた目的と補助金の目的との関係を記載して下さい。 |
| ３．（２）補助金による公益の達成性 | ※補助金の執行を通じて法人の定款に定める目的にどのように貢献を図り、公益を達成するのかを記載して下さい。※ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無を記載してください。※環境省で推進している「COOL CHOICE」への賛同状況を記載して下さい。 |
| ３．（３）平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院による、不適切な会計経理の処理等の指摘 | ※左記の期間において官公庁又は会計検査院より不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがある場合には、是正を求められた年月日、官公庁等の名称、その概要と指摘に対して講じた是正措置内容及び再発防止に向けた措置内容を記載してください。 |

【様式３】

**事務費用内訳**

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 必要経費の項目 | 経費の見積額 |
| (記載例)【人件費】人件費【業務費】諸謝金旅費消耗品費印刷製本費通信運搬費光熱水料使用料及賃借料会議費役務費その他必要な経費 | 事務局長　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円事業担当　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円経理担当　x,xxx,xxx円　×　●名　＝　x,xxx,xxx円計xx,xxx,xxx円審査委員会　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円計xxx,xxx円公募説明会　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円現地調査　　xx,xxx円　×　●名　＝　xxx,xxx円計xxx,xxx円消耗品費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円印刷製本費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円通信運搬費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円光熱水料　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円事務所家賃　xxx,xxx円/月　×　12ヶ月　＝　x,xxx,xxx円※事務所賃料を計上する場合には、m2あたり単価を記載して下さい。会議費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円役務費　xx,xxx円　×　●式　＝　xxx,xxx円※事業の性質上、特に必要となる経費はその他必要な経費に具体的に計上して下さい。※様式３はエクセルにより作成していただいて構いません。※補助事業をコンソーシアム形式によって実施する場合は、共同実施の経費は委託費として計上し、委託費の内訳を様式３に準じて作成してください。 |
| 合計額 | xx,xxx,xxx円（事務比率●％） |

※１　必要となるすべての事務費用（補助事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。

※２　３．（１）に示す上限を超えている場合は、評価点を０点とします。

（別添１）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)の補助事業者に係る応募書類審査の手順について

１．評価委員会による審査

有識者及び環境省職員により構成する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

２．応募書類の審査方法

（１）評価委員会委員は、委員毎に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添２）に基づき、以下の採点基準で採点する。

　　【採点基準】

①審査項目１（１）から３（２）

　＜配点＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜５点＞＜１０点＞＜２０点＞

・Ａ（良い）　　　　　　　　　　　　　　　　　 ５点 １０点　 ２０点

・Ｂ（やや良い）　　　　　　　　　　　　　　　 ４点 　　７点　 １６点

・Ｃ（普通）　　　　　　　　　　　　　　　　　　３点　 　５点 　１２点

・Ｄ（やや悪い）　　　　　　　　　　　　　　　　２点　 　３点　 　６点

・Ｅ（悪い）　　　　　　　　　　　　　　　　　　０点　 　０点　 　０点

　　②審査項目３（３）

・Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止策が

講じられている）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０点

・Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止

策が講じられていない） 　　　　　　　　　　　　　　　－１０点

・Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置

及び再発防止策が講じられていない）　　　　　　　　　　－２０点

（２）（１）の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

（３）複数の応募者の（２）で算出した平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を採択

する。

①　「Ａ」の数が多い者

②　「Ａ」の数が同数の場合は、「Ｂ」の数が多い者

③　「Ｂ」の数も同数の場合は、「Ｃ」の数が多い者

④　「Ｃ」の数も同数の場合は、「Ｄ」の数が多い者

⑤　「Ｄ」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

（別添２）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応募者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | 得点 |
| １　補助事業の実施 |  |  |
|  | (1) | 補助事業を実施するための具体的な取組が適切であるか。 | １０　点 | 点 |
| (2) | 間接補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組が適切であるか。 | １０　点 | 点 |
| ２　実施体制と事務費用の適正性 |  |  |
|  | (1) | 審査項目１に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられているか。また、国により交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分して適正に管理できる体制を整えられるか。 | ５　点 | 点 |
|  | (2) | 審査項目１を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。 | ５　点 | 点 |
| (3) | 審査項目１を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。 | ５　点 | 点 |
| (4) | グリーンボンド発行促進体制整備支援事業：審査項目１を行うために必要な金融（債券等の直接金融）及び低炭素化事業（再生可能エネルギー、省エネルギーのプロジェクトに関する評価等）に関する知見や具体的な取組実績を有しているか。 | ２０　点 | 点 |
| (5) | 審査項目１に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。 | ５　点 | 点 |
| (6)① | 審査項目１に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。 | 人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制 | ５　点 | 点 |
| (6)② | 時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等 | ５　点 | 点 |
| ３　法人自体について |  |  |
|  | (1) | 法人の定款と補助金の目的との整合性 | ２０　点 | 点 |
| (2) | 補助金による事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。 | １０　点 | 点 |
| (3) | 平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがあるか。また、是正の指摘に対しどのような措置を講じ、再発防止に向けた措置が講じられているか。 | ０　点 | 点 |
| 合　計 | １００　点 | 点 |

【採点基準】

①審査項目１（１）から３（２）　　　　 ②審査項目３（３）

　<配点>　　　 <５点> <１０点> <２０点>

・Ａ（良い）　 ５点　 １０点　 ２０点

・Ｂ（やや良い） ４点　　 ８点　 １６点

・Ｃ（普通）　　 ３点　　 ６点　 １２点

・Ｄ（やや悪い） ２点　 　４点　　 ６点

・Ｅ（悪い）　　 ０点　　 ０点　　 ０点

・Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止措置が講じられている）

０点

・Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－１０点

・Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　－２０点